

徳島県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴券の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 議長において傍聴人が少ないと認めるときは、傍聴券を交付しないことがある。

(傍聴券の種別)

第3条 傍聴券の種別は、議員紹介傍聴券及び一般傍聴券（様式第1号）、特別傍聴券（様式第2号）並びに団体傍聴券（様式第3号）とする。

2 議員紹介傍聴券は、議員の紹介により交付する。

3 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で、先着順により交付する。

4 特別傍聴券は、報道関係者並びに広域連合を組織する市町村の議員及び職員で、必要と認める者に交付する。

5 団体傍聴券は、学生、生徒その他の者が団体に傍聴しようとする場合において、その代表者又は責任者の申出により必要と認めるときに、その代表者又は責任者に交付する。

(氏名等の記載)

第4条 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴券交付簿（様式第4号）又は特別傍聴券交付簿（様式第5号）に自己の住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。ただし、団体による傍聴の場合において、その人数が10人以上であるときは、傍聴人の住所、氏名その他必要な事項を記入した団体傍聴券交付簿（様式第6号）を提出することによって、これに代えることができる。

2 第2条第2項の規定により傍聴券の交付を行わないときは、会議を傍聴しようとする者は、広域連合の事務所所定の場所において、議会傍聴人受付簿（様式第7号）に自己の住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

（傍聴券の有効期日）

第5条 傍聴券は、交付された日でなければ効力を有しない。

2 特別傍聴券は、交付された定例会又は臨時会でなければ効力を有しない。

（傍聴券の提示）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席に入場しようとするときは、所定の入口において傍聴券を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、係員から傍聴券の提示を求められたときは、これを拒むことができない。

3 前2項の規定は、第2条第2項の規定により傍聴券の交付を行わないときは、これを適用しない。

（傍聴券の返還）

第7条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

2 特別傍聴券の交付を受けた者は、当該会期の終わったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（傍聴人の定員）

第8条 傍聴人の定員は、30人とする。

2 議長は、取締上必要があると認めるときは、前項の定員数を制限することができる。この場合において、傍聴券を所持する者でも入場できないことがある。

（議場への入場禁止）

第9条 傍聴人は、いかなる理由があっても議事の場に入ることができない。

（傍聴を許さない者）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 凶器，銃器の類その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯する者
- (2) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙，ビラ，掲示板，プラカード，旗，のぼりの類を所持する者
- (5) 笛，ラッパ，たいこその他の楽器の類又は望遠鏡の類を所持する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか，議長において取締上必要があると認める者
(児童の傍聴)

第11条 児童及び乳幼児は，傍聴を許さない。ただし，特に必要があると認めるときは，この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は，傍聴席にあるときは，次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子，外とう，えり巻の類を着用しないこと。ただし，病気その他の理由により，特に許可を得たときは，この限りでない。
- (2) はち巻，腕章の類をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 新聞，書籍の類を閲読しないこと。
- (5) 容儀を乱さないこと。
- (6) 他人に迷惑をかけ，又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 議場における言論に対して批判を加え，可否を表明し，又は拍手をしないこと。
- (9) 私語，談論，放歌，こう笑等をしないこと。
- (10) けんそうして議事を妨害しないこと。

(1) 示威的行為をしないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人が前項の規定に違反すると認めるときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命じられた者は、当日の会議を再び傍聴することができない。

(写真等の撮影、録音の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、報道関係者等で特に許可を得ている者は、この限りでない。

(傍聴席が騒然としたときの措置)

第14条 議長は、傍聴席が騒然として議事の進行を妨げると認めるときは、すべての傍聴人を退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第15条 秘密会の議決があったとき、又は前条の規定により議長が退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。